

旧			新		
(使用時間)			(使用時間)		
第9条 プラザの使用時間は、午前9時から午後 <u>10</u> 時までとする。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。			第9条 プラザの使用時間は、午前9時から午後 <u>9</u> 時までとする。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。		
別表(第11条第1項関係)			別表(第11条第1項関係)		
施設	使用料(1時間当たり)		施設	使用料(1時間当たり)	
	市内	市外		市内	市外
特別会議室	円 <u>1,070</u>	円 <u>1,610</u>	特別会議室	円 <u>1,100</u>	円 <u>1,650</u>
第1会議室	円 <u>1,040</u>	円 <u>1,560</u>	第1会議室	円 <u>1,050</u>	円 <u>1,580</u>
第2会議室	円 <u>730</u>	円 <u>1,100</u>	第2会議室	円 <u>750</u>	円 <u>1,130</u>
第3会議室	円 <u>460</u>	円 <u>690</u>	第3会議室	円 <u>500</u>	円 <u>750</u>
第4会議室	円 1,050	円 1,580	第4会議室	円 1,050	円 1,580
第5会議室	円 <u>670</u>	円 <u>1,010</u>	第5会議室	円 <u>700</u>	円 <u>1,050</u>
第1研修室	円 <u>2,070</u>	円 <u>3,110</u>	第1研修室	円 <u>2,300</u>	円 <u>3,450</u>
第2研修室	円 <u>1,650</u>	円 <u>2,480</u>	第2研修室	円 <u>1,900</u>	円 <u>2,850</u>
交流サロン	円 <u>1,150</u>	円 <u>1,730</u>	交流サロン	円 <u>1,350</u>	円 <u>2,030</u>
小会議室	円 300	円 450	小会議室	円 300	円 450
有料コワーキングスペース	円 <u>100</u>	円 <u>150</u>	有料コワーキングスペース	円 <u>200</u>	円 <u>300</u>
上記以外の施設(指定管理者が必要と認める場合に限る。)	1平方メートルにつき <u>10</u>	1平方メートルにつき 20	上記以外の施設(指定管理者が必要と認める場合に限る。)	1平方メートルにつき <u>12</u>	1平方メートルにつき 20
備考			備考		